消費者庁

〇消費者に身近な諸法律を所管〇縦割りを超えて新法を企画立案〇消費者行政の司令塔として、各省一〇情報を一元的に集約し、調査・分析

調査·分析

各省庁に対し、

勧告

分析結果等の報告

〇消費者安全法に基づき、

各省への措置要求が

すき間事案への対応

者

指導啓発•取組支援

勧告・命令、立入り等

重大事故の報告 問い合わせ

閣 理大臣

消費者政策担当大臣

建議·勧告等

消費者委員会 *内閣府の外局として設置

、内閣総理大臣から各省大臣に措置要求等)

資料要求等

*内閣府本府に設置

事務局

〇内閣総理大臣に対し勧告・報告要求〇関係行政機関に対して資料要求等〇重要事項について建議等〇独立して職権を行う

情報

(重大事故は直ちに)

資料要求等

措置要求•勧告等

消費者の提案、通報、申出

消費者事故について公表・注意喚起、 広報、消費者教育

> 保健所、警察 消防、病院等

> > 連携

消費生活セン

タ

(地方公共団体

消

費

者

相談

苦情

助言

あっせん

啓発

「誰もがアクセスしやす

い

一元的な相談窓

Ø

支援

ついて検討

(重大事故は直ちに)

- •裁判外紛争解決等

・センターの設置拡充、相談員 の養成等(基金の上積み、 新たに増大する業務に係 る人件費等を対象に)

*国の支援の在り方等に

地方の提案

情報

国民生活センター

- ・相談員への研修
- ・商品テスト